

フランス会社法における簡略型株式会社

白石裕子

I はじめに

1994年1月3日の法律94-1号（以下、改正法と略す）は、フランスにおける会社形態の中に、新たに簡略型株式会社⁽¹⁾（la société par actions simplifiée. 以下、S A Sと略す）という会社形態を創設した⁽²⁾。S A Sは、社員の有限責任制度と契約の自由を結合した、非常にユニークな会社形態である。本改正法制定以前は、フランスの実業界は、フランス会社法（特に株式会社法）が、強行法規を多く含み厳格かつ複雑であって、国際化時代における企業のニーズにあまり適したものではないという不満を抱えていた。特に共同子会社の設立に関しては、出資会社の一つが外国の会社である場合には、より柔軟な法制度の適用を受けるために、フランス国外で共同子会社を設立しようという動きが顕著であった（オランダ、ルクセンブルク、イギリスなど）。

S A Sは、このような要望に応じて創設されたため、定款に大幅な裁量権を委ねられることにより、柔軟性に富んだ会社形態となっている。また、社員に有限責任の原則が保障される物的会社でありながら、社員の個性を重視する人的色彩の強い会社形態でもある。このように、柔軟性および社員の個性重視がS A Sの特徴であり、株式会社に対する特異性を示すものと言える。以下、これらを詳述する。

- (1) この新たな会社形態については、適切な訳語が思い浮かばず、とりあえず、簡略型株式会社とする。
- (2) この新たな会社形態は、1966年7月24日の法律第66-537号（商事会社法、以下、会社法と略す）の第1編第4章の最終節である第10節 株式合資会社に関する規定の後に、第11節（262-1条～262-20条）として追加、挿入された。

II S A Sの柔軟性

1 自由な定款の規定

株式会社に関する規定は、S A Sに可能な限り適用されるが、株式会社の管理および指揮、ならびに株主総会に関する規定は適用されない。一般に強行法的性格を有するこれら

の規定を適用除外とすることにより、著しく拘束的な印象を与えている株式会社に関する規定から、S A Sは解放されることとなる。

2 社員総会

S A Sの社員総会の決議事項ならびに決議方法および決議条件は、定款によって定められる。したがって、総会の招集通知発送時期や招集方法も定款で定めることができ、また、決議の方法についても、書面決議または持ち回り決議による旨を定めることもでき、通常決議および特別決議の定足数や多数要件も、さらには、人頭多数決を採用するか、資本多数決を採用するかをも定めることができる。

3 会社の管理および指揮

発起人は、会社の管理機関をどのような組織にするか、すなわち、単独指揮者とするか合議体の機関とするか、その任期（定めるか否かは任意である）、定年（同左）、合議体の場合には決議の定足数および多数要件、ならびに、指揮者の職務停止事由および報酬などを、定款において定めなければならない。但し、S A Sは、その法定代表機関として、社長を置かなければならず、社長選任の条件については、定款がこれを定める。

以上のように、定款は管理指揮機関をいかようにも定めることができるのであるが、定款にこれらに関する規定が欠缺している場合、または不完全に記載されている場合について、改正法は、何も定めてはいない。こうした場合には、適用除外とされている株式会社の指揮および管理に関する規定および株主総会に関する規定を補充的に適用するのか、または社員の全員一致の決定によるべきなのか不明である。

4 柔軟性に対する制限

(1) 改正法上の規制

この新たな会社形態は、多くの自由を享受しているが、自由には危険が伴うことも事実であるため、改正法は、厳格な制限をいくつか定めている。

まず第1に、S A Sは、2人以上の社員を必要とし、社員となりうるのは法人のみである。すなわち、資本金150万フラン以上の会社（フランス・フランに換算して同一金額以上の資本金を有する外国会社を含む）、および、商工業活動を行い、かつ、公共財政に関する規定の適用を受けない国家の公共機関だけが社員となることができる。

つぎに、S A Sの資本金は、最低25万フランでなければならず、引受後遅滞なく全額が払込まれなければならない。また、S A Sは、資金を公募することができず、この制限は、株式ばかりでなく、社債またはその他の有価証券の発行に関しても適用される。

(2) 会社法上の他の規定および民法による制限

S A Sは、特異性を有するとはいえ、基本的には株式会社であるため、適用除外とされ

る分野以外では、株式会社に適用されるすべての規定に、可能なかぎり従うことになる。そこで、会計監査役による監査に服し、設立手続、設立無効制度、解散および清算などに関しても、S A Sについて定められた規定に矛盾しない範囲で適用される。

また、S A Sは、株式会社として、民法典1832条以下に定められた、民事会社および商事会社に関する共通規定にも従わなければならない。そのため、S A Sは、社員共通の利益を目的として設立されなければならない。各社員は、持分に比例して、資本に関する権利を有し、利益の分配にあずかり、損失を分担する。また、すべての社員は総会の決議に参加する権限を有し、いかなる場合においても、社員の出資額はその承諾なくしては増加することができない。

Ⅲ 人的会社としての性質

1 社員

S A Sは、株式会社であるが、社員の個性を重視する会社形態である。社員間の良好な関係が互いの信頼と会社の安定を支える。こうした「社員間の人的関係の重視」(intuitus personae)を明確に表すために、改正法は、「株主」(actionnaire)という言葉を用いず、「社員」(associé)という言葉を用いている。本来、株式会社の社員としては「株主」の方がより正確な表現であるが、「株主」は、社員の非個人的な性格および「所有と経営の分離」からくる、会社の運営に対する消極的な姿勢を表現するニュアンスが強いことに立法者は配慮している。

2 株式譲渡承認条項

S A Sの定款は、社員間の譲渡を含むすべての株式譲渡につき会社の事前の承認を要する旨を定めることができる。ただ、条文上は、すべての譲渡に関してとなっているので、個別的な譲渡ばかりでなく、合併、会社の分割および解散の結果生じる移転にも適用されるのか否か明らかではない。また、改正法は、譲渡につき会社が承認を拒絶した場合の株主の保護措置につき、何らの規定もおいてはいないが、株式会社に関する規定が適用されるものと思われる。

譲渡価格は、定款において定めることができる。定款に定めのない場合には、当事者の合意によって定める。これができないときは、民法典1843-4条により、鑑定人の査定によらなければならない。譲渡価格をあらかじめ定款で定めうる点については疑問がある。すなわち、譲渡人に対して価格設定の権利をあらかじめ包括的に放棄させるものであり、さらに、定款による価格は、必ずしも市場価格に一致するものではなく、社員にとって相

当不利益となる可能性も高い。市場価格より著しく低い定款による譲渡価格は不公正な価格とされ、当該定款規定は記載のないものと看做されることになるであろう。

定款の規定に違反して、承認なくしてなされた譲渡は、無効となる。なお、定款に譲渡承認条項を定めるには、株式は記名式でなければならぬため、会社は、承認を得ていない譲渡については名義書換を拒絶することができる。定款に譲渡承認条項を定めたり、または修正する場合には、社員の全員一致による決議を要する。

3 譲渡禁止条項

定款は、10年を超えない期間、株式の譲渡禁止を定めることができる。この規定は、設立後、経営が軌道に乗るまで一定の期間が必要と思われる企業の安定性を確保するのに役立つと評価する者もある一方で、この条項は、債務者たる株主に財産の譲渡を禁止するもので行き過ぎであるとか、また、株主に不自然な結合関係を強制するもので感心できないと否定的な立場を採る者もある。本条項の採用または修正についても、社員の全員一致による決議を要する。

4 除名条項

定款は、その定める原因がある場合には、社員はその株式を譲渡しなければならない旨を定めることができる。いわゆる、強制譲渡、除名条項である。これには強制買戻も含まれる。定款はさらに、社員がその譲渡を実施するまでの間、この社員の経済的な権利以外の権利の停止を定めることができる。例えば、企業活動の継続を困難にする社員間の不和に関する責任、直接間接を問わず、会社との競争行為の実行、会社の利益または名誉などを傷つける行為などが考えられる。また、社員たる会社が法定の資本金を下回ることになる場合、S A Sは、解散または組織変更を余儀なくされるが、これを除名事由とすることも可能である。

さらに、改正法は、社員が他の会社の支配下に入った場合、定款に定める条件に従って、経済的な権利以外の権利の行使を停止し、かつ除名することができる旨を定めている（法定除名事由）。合併、分割または解散の結果、同一の状況になった社員にも適用される。

本来、除名は、社員に過失があった場合または人的信頼関係に打撃を与えた場合の制裁である。しかし、改正法は、前者を要件としていないことは、法定の除名事由からも明らかである。それにもかかわらず、改正法は、除名の対象となった社員について、対抗手段としての裁判上の救済措置を定めていない。裁判所は、除名権の濫用の場合にはその取消を認めるべきであろう。

除名に関する定款の定め採用または修正は、社員の全員一致の決議をもって行うことができ、その譲渡価格の決定については、譲渡承認条項の場合と同一の取り扱いとする。

5 議決権拘束契約

S A Sにおいては、株主間の協定によって議決権行使の方向を指図する契約も認められる。かかる協定が無制限になしうるものであるのか、または、譲渡禁止条項と同様に、一定の期限付きで認められるのであるのか問題となる。しかし、会社法上の刑罰規定（会社財産を危うくする罪など）をS A Sに適用する規定が、議決権行使のための利益供与罪を定める規定をS A Sに適用していないということは、自由にかつ有効にこの契約を締結することができることの証しと言えるのではないだろうか。もちろん、行き過ぎた内容については、濫用禁止の原則が働くことになる。

IV むすび

S A Sの強い人的な性格は、これを株式会社の一種として把握するには、ためらいを感じざるをえない。S A Sは、株式会社よりもむしろ、1925年3月7日の法律によって創設された当時の有限会社に近い実態をもっている⁽³⁾。すなわち、S A Sは、柔軟性、人的性格および一定の社員間の契約を組み合わせた会社形態である。

多くの問題点が未解決のまま残されているとはいえ、それが致命的なものとは考えられず、これらが現実的にS A Sの基本的な利点を減殺することはありえない。実際に、S A Sの利用状況はまだかなり限定されたものであるが、1996年10月現在、フランス法務省は1,756社の存在を把握している。しかし、設立されたS A Sのほとんどが強力な企業グループの子会社であり、かなりの有力企業である。S A Sの創設が、今後、フランス会社法全体に少しずつ広がって行くであろう規制緩和の動きに弾みを付けることも期待できると思われる。

わが国では、株式会社および有限会社について一人会社の存在を認めたものの、株主総会または社員総会、取締役会・代表取締役または取締役、および監査役（監査役会）（有限会社においては任意機関）さらには会計監査人（一定規模以上の株式会社）の設置を義務づけており、その複雑な機関構成は、複数社員による会社におけるのと変わるところがない。S A Sの簡略性および定款による柔軟性は、今後のわが国の閉鎖会社の機関構成を考えるうえで、大いに参考になるのではなかろうか。

(3) 現在、この法律は廃止され、有限会社は1966年の会社法の中に、他の会社形態とともに統一的に規定されている。創設された当時の有限会社は、人的会社と物的会社の間のないし混合的形態の会社として位置付けられ、有限責任制および法人格から生じる効果を楽しむつつ、社員間の契約の自由を大きく認めていた。1966年会社法の中に統一されるに際して、株式会社への大幅な接近が図られ、現在のような制度となった。